

## 東京都

### 「持続可能性に配慮した調達コード」に係る通報受付窓口 業務運用基準

#### 目次

1. 目的 .....	1
2. 対象案件 .....	1
3. 通報の受付期間 .....	1
4. 通報の手段 .....	2
5. 通報の内容 .....	2
6. 通報受付窓口における案件処理のプロセス .....	3
7. その他の情報提供等 .....	5
8. 情報公開 .....	5

#### 附則

1. 施行
2. 改正

#### 別添

別添1：通報フォーム

## 「持続可能性に配慮した調達コード」に係る通報受付窓口 業務運用基準

東京都は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「東京 2020 組織委員会」という。）の策定した「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）を尊重し、通報受付窓口を設置するとともに、以下の業務運用基準を定める。

### 1. 目的

調達コードに係る通報受付窓口は、以下の目的のために設置される。

- (1) 調達コードが守られていないことに関する通報を受け付け、それらの迅速な解決に向けて必要な対応を、公平かつ透明性をもって実施すること。
- (2) 調達コードが守られていないことを理由として生じた問題に関して、当事者（通報者及び被通報者等）の合意に向けて当事者間の建設的な対話を促進するなどして、適正な改善を図ること。

### 2. 対象案件

本通報受付窓口は、以下の(1)及び(2)のいずれも満たす案件について取り扱う。

- (1) 東京都が契約する案件で、下記のア、イいずれかに当てはまる案件
  - ア 競技会場として使用する施設の整備
  - イ オリンピック・パラリンピック準備局が組織委員会と共同又は連携して実施する事業
- (2) 調達コードの遵守状況に関するもの（調達コードが守られていない又はその疑いを生じ得る事実をその内容とするもの）。ただし、以下に該当する案件は対象としない。
  - ア 他の紛争処理手続において係争中であって、当該紛争処理手続と本通報受付窓口業務における手続の争点が実質的に同一であることにより、本基準の目的に照らし本通報受付窓口業務における手続を開始する必要がないと認められる場合
  - イ 実質的に同一の案件について既に本通報受付窓口業務における手続が行われている場合。ただし、新たな事実に基づく通報はこの限りでない。
  - ウ その他、本通報受付窓口業務における手続を開始することが明らかに適切でないとして認められる場合

### 3. 通報の受付期間

通報の受付期間は、平成 30 年 4 月 6 日から令和 3 年 11 月 30 日までとする。

#### 4. 通報の手段

通報は、日本語又は英語で、電子メールにて受け付ける。ただし、電子メールを利用できる環境にいない者については、指定する場所への郵送によって通報できることとする。通報の書面には、以下「5. 通報の内容」にある情報を記載する必要がある。

電子メールアドレス S1050702@section.metro.tokyo.jp

郵送での送付先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎14階

東京都オリンピック・パラリンピック準備局 計画推進部運営課

#### 5. 通報の内容

通報の書面には、以下の内容が日本語又は英語で記載されていることが必要である。

なお、通報内容に該当しない情報を除き必要事項が正確に記載されていない場合は、通報者に対して詳細の確認を行う。

(1) 通報者の氏名・住所・連絡先（電話番号、電子メールアドレス）

通報は本名で行われ、連絡先が明記されていなければならない。ただし、通報者に係る情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されない。

また、処理の過程において匿名を希望する場合には、その旨記載することができる。

(2) 被通報者に関する情報

「被通報者」とは、当該通報において、調達コードが守られていないこと（又はその疑いを生じ得る事実）を生じさせていると考えられる者を指す。

ア 被通報者の氏名又は名称

イ 被通報者の住所・連絡先

ウ 本通報受付窓口の対象案件であることを特定するに足る情報

エ 通報者と被通報者との関係（例：雇用主とその社員）

(3) 通報者に対して生じた影響又は将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる影響の具体的内容（通報者に影響がない場合は、記載の必要なし。）

(4) 通報者が考える調達コードが守られていない条項及びその具体的事実

(5) 調達コードが守られていないことと通報者に生じた影響の因果関係（通報者に影響がない場合は、記載の必要なし。）

(6) 通報者が期待する解決策

(7) 被通報者との対話の事実

当事者間の自主的な紛争解決に向けた努力を促すため、通報者は、通報を行う前に、被通報者との対話に向けた努力を行うことが求められる。このため、被通報者との協議に向けた通報者の行為に係る事実関係については、日時・相手方・対応の内容など詳細が記載される必要がある。ただし、通報者が被通報者との対話に向け

た努力を行うことができないやむを得ない事情がある場合には、係る事情を記載する。

- (8) 他の紛争処理手続において係争中の案件又は既に本通報受付窓口業務における手続が行われている案件に該当するか否か（該当する場合はその具体的内容）
- (9) 代理人を介して通報を行う場合には、代理人を介して通報を行う必要性を記載し、通報者が代理人に対し授権していることの証憑を添付する。

## 6. 通報受付窓口における案件処理のプロセス

通報受付窓口における案件処理の標準的なプロセスは以下（1）～（9）のとおり。このプロセスを基本として処理するが、案件の内容・性質等に応じて、複数の手続を並行して行う又は一部の手続を省略すること等がある。なお、同プロセスにおいて「当事者」とは、調達コードを遵守していない（可能性のある）者及びそれによって影響を受ける（可能性がある）者をいう。

また、以下の①又は②の要件を満たす者が特定され、対話による解決が適切かつ可能な場合には、案件処理のプロセスにおいて当事者による対話（当事者の代理人が参加する場合を含む。以下同じ。）が実施される。

- ①： 調達コードが守られていないことの結果として、当該案件により影響を受けた、あるいは相当程度の蓋然性で将来影響を受けると考えられる者（個人、グループあるいはコミュニティ）
- ②： 上記①の者の代理人（ただし、代理人を立てる場合は、上記①の者が特定されている必要があり、かつその者が代理人に対し授権していることが必要）

### (1) 通報の受付

通報者は、上記「5. 通報の内容」を記載した通報を、書面で通報受付窓口に提出する。記載内容は、別添1：通報フォームのとおり。

### (2) 処理開始案件の審査

東京都は、受け付けた通報について、上記「2. 対象案件」「3. 通報の受付期間」「4. 通報の手段」及び「5. 通報の内容」に照らして処理手続を開始するか審査し、通報者に対し処理を開始するか否かを連絡する。

### (3) 情報の収集

東京都は、上記(2)において処理手続を開始すると判定した案件について、当事者等からそれぞれ情報を収集・整理し、必要に応じて関係文書を入手して、論点を整理する。

(4) 当事者間による一次対話

東京都は、当事者による対話の機会を設け、当事者の自主的な合意形成に向けて対話が円滑に行われるよう促す。なお、労使間の対話等他の紛争処理メカニズムがより解決に資すると判断される場合には、東京都は当事者の意向等を確認した上で同メカニズムの利用を求めることができる。

通報受領から一次対話完了までの標準処理期間は、およそ2ヶ月程度を目安とする。ただし、海外からの通報など、案件の性質上、更に処理期間がかかる場合もある。

(5) 一次対話不調時の事実関係調査

上記(4)の一次対話を経て、対話が不調となった場合に、東京都は、通報に係る事項について、詳細調査を実施する。

また、必要に応じ、当該事案の専門家、弁護士、NGO等の第三者（以下「専門家等」という。）の知見を踏まえ、情報及び論点を整理する。

(6) 当事者間による二次対話

東京都は、当事者による対話の機会を設け、上記(5)で収集した情報をもとに事実関係や論点を整理・提示する等、当事者の自主的な合意形成に向けて対話が円滑に行われるよう促す。

二次対話によって解決した案件は、(8)改善措置等に従って処理する。

(7) 二次対話不調時の対応方針

二次対話が不調のまま終了した場合には、東京都は、当該案件の経緯、当事者双方の主張及び調査結果要旨を整理した上で、必要に応じて専門家等の意見を聞き、対応方針を作成する。一次対話不調時の事実関係調査から対応方針決定までの標準処理期間は、およそ3ヶ月程度を目安とする。ただし、案件の性質上、更に処理期間がかかる場合もある。

(8) 改善措置等

東京都は、被通報者に対し、上記(4)若しくは(6)の合意内容又は(7)における対応方針に基づいた改善等を求める。東京都は、被通報者に対し、改善措置計画の提出及び同計画の遂行状況並びにその改善結果に関する報告を求める。

また、東京都は、改善結果について関係者に通知する。改善措置計画について、進捗の遅れや不作為があった場合には、東京都は、必要に応じて事実関係の確認等を行う。

#### (9) 通報案件の処理完了の判断

東京都は、被通報者から上記(8)の報告を受けた後、処理が適切に行われたことを確認し、当該案件の通報処理プロセスが完了したことの判断を行う。処理の完了した案件は、関係者にその旨を通知する。

上記各手続の過程において、案件の解決、通報の取り下げ、調達コードが守られていない事実が確認できない場合、上記手続を継続しても解決が見込めない場合、あるいは当事者双方の合意の上で改善措置等が不要であるとされる場合等、東京都が相当と認めるときは、当該案件の通報処理プロセスが完了したと判断できることとする。

### 7. その他の情報提供等

上記「2. 対象案件」にある要件を満たさない情報提供や、通報ではないがメディアを通じて東京都にもたらされる情報等についても、調達コードが守られていない事実の有無（可能性）及びその程度、情報の具体性、生じる影響の重大性、緊急性又は安全性等を考慮し、東京都が相当と判断する場合は、本基準に定めるのと同様の手続によりその解決を図る場合がある。

### 8. 情報公開

(1) 東京都は、通報者が公開を望まない場合を除き、受け付けた通報等の概要、処理手続の状況、結果の概要を、ホームページ上において、原則として公開する。ただし、中傷目的等悪意ある通報や、競争有利を得るために作られた通報等、公開が適切でないと判断される情報については、公開しないものとする。

(2) 上記(1)の情報は定期的に更新する。

なお、情報の公開に当たっては個人のプライバシー等に十分配慮する。

### 附則

#### 1. 施行

本基準は平成30年4月6日より施行する。

#### 2. 改正

本基準は令和2年11月26日より施行する。